

全日版「重要事項説明書補足資料」追補

37』 特定都市河川浸水被害対策法(19の2)を次の内容に修正する

74 頁 37』 特定都市河川浸水被害対策法 (19 の 2) 法 18 条の次に次の内容を追加する

* 法 19 条 (管理協定の締結等)

地方公共団体は、特定都市河川流域において浸水被害の防止を図るため、特定都市河川流域内に存する認定計画に基づき設置された雨水貯留浸透施設を自ら管理する必要があると認めるときは、施設所有者等(当該雨水貯留浸透施設若しくはその属する施設の所有者、これらの敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者)との間において、管理協定を締結して、当該雨水貯留浸透施設の管理を行うことができます。

74 頁 法 31 条の次に次の内容を追加する

* 法 53 条 (貯留機能保全区域の指定等)

河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域に係る都道府県(当該土地の区域が指定都市等の区域内にある場合にあつては、当該指定都市等)の長は、流域水害対策計画(第四条第二項第十二号)に掲げる貯留機能保全区域の指定の方針に基づき、かつ、当該流域水害対策計画に定められた都市浸水想定を踏まえ、当該土地の区域のうち都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができます。

* 法 56 条 (浸水被害防止区域の指定等)

都道府県知事は、流域水害対策計画(第四条第二項第十二号)に定められたに掲げる浸水被害防止区域の指定の方針に基づき、かつ、当該流域水害対策計画に定められた都市浸水想定を踏まえ、特定都市河川流域のうち、洪水又は雨水出水が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為(都市計画法第四条第十二項)及び一定の建築物(居室(建築基準法第二条第四号))を有するものに限る)の建築(同法第二条第十三号)又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、浸水被害防止区域として指定することができます。

74 頁 **解説** 末尾に次の内容を追加する

近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化するとともに、気候変動の影響により、今後、降雨量や洪水発生頻度が全国で増加することが見込まれています。そのため、地方公共団体が雨水貯留浸透施設の所有者等と管理協定を締結し、また、浸水被害防止区域の指定、貯留機能保全区域の指定ができるものとされています。